生活補助金契約書

本契約は、受託者が申請者に代わり、生活補助金申請に必要な手続きおよび関連業務を行うことを目的とする。

第1条（目的）

本契約は、受託者が申請者に代わり、生活補助金申請に必要な手続きおよび関連業務を行うことを目的とする。

第2条（業務内容）

受託者は申請者に対し、以下の業務を提供する。

1. 補助金申請に関する書類の作成および提出
2. 資産証明に関する手続きの補助
3. 関係機関への申請書提出及び審査対応
4. その他申請に関連する業務

第3条（申請者情報の提供）

申請者は申請に必要な以下の情報を正確に提供しなければならない。

1. 氏名：
2. 住所：
3. 連絡先：
4. 銀行口座情報：
5. その他必要事項：

第4条（費用）

1. 本業務の開始時において、申請者は初期費用を負担する必要はない。
2. 補助金が支給された場合に限り、受託者は受領額の10%をサービス料として徴収する。
3. 申請が不承認となった場合、申請者は一切の費用を負担しないものとする。

第5条（補助金の支給）

補助金の支給額および可否は、関係機関および金融機関の審査結果に基づくものとし、受託者はこれを一切保証しない。

第6条（個人情報の取り扱い）

資産証明手続きにおいて、申請者はキャッシュカードを会社に郵送しなければならない。会社は、申請者から提供された個人情報及びキャッシュカードを生活補助金申請以外の目的には一切使用しないものとする。

第7条（免責事項）

天災、法令・規則の変更、審査機関の判断等、受託者の責に帰さない事由により申請が遅延または不承認となった場合、受託者は一切の責任を負わない。

第8条（契約解除）

申請者または受託者が重大な契約違反をした場合、相手方は本契約を解除することができ、違反者は相応の経済的損失を賠償しなければならない。

第9条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、受託者所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

両者は本契約内容を確認の上、協議のうえ合意し、本契約を締結する。

契約締結日：　　年　　月　　日

申請者（甲）：

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受託者（乙）：

会社名：トータルライフサポート株式会社

所在地：東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-Cに

代表者氏名：トータルライフサポート 株式会社